

令和 3 年 度

定 期 監 査 集 録

財 政 援 助 団 体 監 査 集 録

工 事 監 査 集 録

瀬 戸 市 監 査 委 員

# 目 次

## 定期監査

1	市民生活部	税務課	1
2	健康福祉部	社会福祉課	3
3	都市整備部	建設課	6
4	健康福祉部	保育課	8
5	都市整備部	水道課・浄水場管理事務所	10
6	教育部	学校教育課・教育政策課 小学校（幡山東、幡山西、原山、にじの丘小学校） 中学校（光陵、にじの丘中学校）	12
7	行政管理部	人事課	14
8	地域振興部	スポーツ課	15
9	健康福祉部	高齢者福祉課	17
10	都市整備部	下水道課・浄化センター管理事務所	20
11	市長直轄組織	まちづくり協働課	22
12	地域振興部	産業政策課	25
13	健康福祉部	保育課 保育園（西、南、水北、品野西保育園）	27
14	行政管理部	財政課	29
15	健康福祉部	国保年金課	31
16	市民生活部	クリーンセンター	34
17	健康福祉部	健康課	36
18	都市整備部	都市計画課	39

## 財政援助団体監査

1	大学コンソーシアムせと（市長直轄組織 まちづくり協働課）	41
2	一般財団法人瀬戸市開発公社（地域振興部 産業政策課）	42

## 工事監査

1	幡山中学校大規模改修（建築）工事（行政管理部 財政課）	44
---	-----------------------------	----

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 税務課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書に請求書が添付されているもの（1 件）

#### (2) 契約事務

ア 業務委託契約書（市県民税納税通知書ブックング及び封入封緘業務）  
委託契約の伺いの決裁に請書案の添付がない。

イ 業務委託契約書（軽自動車税納税通知書等封入封緘業務）  
支出負担行為に請書案の添付がない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市収納コールセンター業務委託）  
委託業者から提出された年間予定表、月間予定表の承認の決裁がない

(3) 財産管理事務

ア 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 752          ハンディーコピー

イ 物品の表示が曖昧で物品の限定が困難なもの

物品番号 103406      コンピュータ関連機器

(4) 庶務関係

出納員証が作成されていない。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 社会福祉課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 現金出納事務

ア 多額の現金を取り扱う上で、次のとおり不適切な事項が見受けられたが、出納を明確にして現金を管理するよう改善されたい。

- (ア) 携帯金庫内に保管の扶助費等の現金について出入金の記録がない。
- (イ) 令和 2 年度に支出した会議出席者用駐車券購入用の現金について、不要になった分が課の携帯金庫に保管されたままで返納されていない。

盗難や紛失のリスクについても考えた上で、公金管理という意識を持ち、記帳を含めた現金管理及び定期的な検査を実行されたい。

## (2) 契約事務

前回、改善事項としてあげられていたものが今だ改善されておらず、次のとおり不適切な事項が見受けられた。

### ア 業務委託契約事務（訪問入浴サービス事業）

契約書の内容が、契約制度総括部署の示す標準契約書の内容となっておらず、また、当該契約は、単年度で契約締結すべきであるが契約の更新の条文があり自動更新となっている。

契約制度総括部署から各課（公所）長宛てに発出された契約事務に関する是正通知をもとに、法令等を確認のうえ、契約制度総括部署の示す標準契約書を参考にし、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 経理事務

#### ア 調定決議書

決裁権者（課長）及び課長補佐の印がないもの。

### (2) 契約事務

ア 令和元年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう注意されたい。

- (ア) 見積徴収通知書に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。
- (イ) 予定価格の決定の伺いで予定価格を担当者が設定した決裁になっている。
- (ウ) 予定価格書で消費税等が10%の対象だが、入札書比較価格欄に「予定価格の108分の100の価格」と記載がある
- (エ) 予定価格書の最低制限価格見積書の金額欄に不要な決裁権者（部長）の印が押されている。
- (オ) 予定価格の決裁の保存年限が長期となっている。
- (カ) 施行伺いで随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。
- (キ) 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の取扱がない委託業務の契約書に、特定個人情報取扱特記事項が添付されている。

- (2) 出納員関係  
出納員証が作成されていない。
- (3) 財産管理事務
  - ア 備品管理
    - (ア) 備品台帳に登録されているが、備品が見当たらないもの。  
物品番号 102444 トレーキャビネット ウチダ

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 建設課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

- ア 請書（市民公園園路修繕工事）  
施行伺いで、見積通知書の公印使用の形跡がない。
- イ 請書（日向川 3 号線舗装整備工事その 1、その 2）  
見積通知書が公印省略されている。
- ウ 請書（春雨町地内舗装整備工事）  
見積通知書が公印省略されている。
- エ 業務委託契約書（瀬戸川緑地草刈業務委託）



施行伺いで、随意契約であるのに、入札保証金欄に免除の記載がある。

(2) 指定管理事務

ア 都市公園の指定管理

(7) 指定管理者の備品管理台帳は存在するが、加除による更新がされていない。

(4) 指定管理者の備品管理台帳に記載があるが、市の備品登録に登録がないもの（12点）

イ 瀬戸市自然児童遊園の指定管理

指定管理者の備品管理台帳に記載があるが、市の備品台帳に登録がないもの（1点）

(3) 財産管理事務

ア 同じ物品番号のシールが複数の備品に貼付しているもの

物品番号 9294 物品棚

イ 道路の占用許可申請

占用許可申請が出された4件については、道路用地ではあるが、道路法の道路に当たらないと解釈されるので、行政財産の使用許可として処理されたい。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 保育課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったものがあつた。

今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(イ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。

(ロ) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約であるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表

調書が公表されていない。

(2) 補助金等交付事務

ア 「瀬戸市民間保育所運営費補助金」について、補助金要綱の一部改正を繰り返すうちに、改正部分が異なる要綱が複数存在している状態である。改正部分を整理し、財源となる国、県からの補助金の充当部分を明確にするよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書で、決裁権者の押印のないもの。

(2) 契約事務

ア 見積徴収がされていないもの。

イ 見積徴収伺いで、施行日の記載及び市長押印がないもの。

(3) 補助金等交付事務

ア 補助金実施要綱で定められた期日までに、実績報告書が提出されていないもの。

(4) 財産管理事務

ア 備品管理

(イ) 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

○物品番号 3474 その他書庫 コクヨ SK-B12 書類整理庫

○物品番号 3688 プラフォーミング スーパーフォーミング Aセット

○物品番号 1579 その他調理機器コンバック RCK-20AS2 ガス高速レンジ

○物品番号 2624 ストーブ サンデン KL-151RF 石油ストーブ

○物品番号 3588 扇風機 日立オート扇 天井扇 A-405S 扇風機

○物品番号 7130 扇風機 ナショナル 天井扇風機

○物品番号 8385 扇風機 ナショナル 天井扇風機

○物品番号 102400 両袖机 イトーキ CZR-147BAB-W9W9

(ロ) 備品登録されているが、設置場所が不明で、備品が見当たらないもの。

○物品番号7131 扇風機 ナショナル 天井扇風機

○物品番号8386 扇風機 ナショナル 天井扇風機

(5) 庶務関係

ア 出納員関係

課長に対し出納員証ではなく、出納補助員証が交付されていた。

以 上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 水道課・浄水場管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 財産管理事務
  - 4 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 経理事務

ア 明細に別紙のとおりとされているが、別紙の添付がないもの

#### (2) 契約事務

ア 針原配水場緊急遮断弁用配管修繕工事

施行伺いで、随意契約であるが、入札保証金欄に免除の記載がある。

イ 令和 3 年度水道水質等検査業務委託

施行伺いが、入札参加者指名審査委員会の審査前に決裁されている。

ウ 薬品注入設備点検業務委託

施行伺いで、随意契約理由の地方自治法施行令の条項が誤っている。

エ イオンクロマトグラフ点検整備業務委託

施行伺いで、随意契約理由の地方自治法施行令の条項が誤っている。

オ 令和3年度瀬戸市水道施設維持管理支援業務委託

見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

カ 瀬戸市水道施設管理システム保守・データ更新業務委託

見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

(3) 財産管理事務

備品登録されているが備品が見当たらないもの。

No.18 エンジンカッターパートナーK

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 幡山東小学校、幡山西小学校、原山小学校、  
にじの丘小学校  
光陵中学校、にじの丘中学校
- 第 2 監査期間** 令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
  - 2 財産管理事務
  - 3 公印管理事務
  - 4 劇物・薬品類保管状況
  - 5 防災対策
  - 6 防犯対策
  - 7 設備安全点検
  - 8 情報機器端末等管理事務

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書（学校教育課保管分）

(ア) ガラス修繕の請書に印紙がないもの。（にじの丘小）

(イ) 図書購入の請書に「別紙内訳書のとおり」と記載があるのに、別紙がないもの。（多数）（幡山東小、幡山西小、にじの丘小、にじ

の丘中)

イ はがき・切手受払簿の記載と残数が一致しないもの（レターパック510が2枚見当たらない）。（にじの丘中）

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 廃棄済みの備品について、登録が抹消されていないもの。（光陵中）

1273-1 カメラ

1635-1 ハードディスク

(イ) 備品シール等で管理されていないもの1台、備品登録されているが見当たらないもの3台。（光陵中）

1208-1・1509-1・1690-1 クラリネット

(3) 劇物・薬物管理状況

ア 薬品保管庫に転倒防止措置が取られていない。（原山小）

イ 台帳が存在しない薬品が多数存在する。（光陵中）

(4) 防災対策

ア 消防計画書第5条で防火管理委員会の定例会を毎月開催することになっているが、開催されていない。（にじの丘小・にじの丘中）

イ 消防計画書第42条で、「訓練実施の結果は『消防訓練実施結果報告書』により瀬戸市消防長へ報告するものとする」とされているが、報告がされていない。（幡山東小・幡山西小）

(5) 情報機器端末等管理

ア 予備機の管理について、児童に貸出後、台帳に反映されていないもの。（幡山東小、にじの丘小、にじの丘中）

イ 就学援助否認定者とモバイルルーター貸与者の突合が行われておらず、回収のチェックがされていないもの。（光陵中）

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 行政管理部 人事課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 財産管理事務
  - 4 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

##### ア 業務委託契約書（産業医委託契約）

見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。

以上



# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 地域振興部 スポーツ課
- 第 2 監査期間** 令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 歳入関係

野外活動センターとパーティセとフィットネスジムの施設使用料について、条例の規定と異なる区分で使用料を徴収する運用がなされているため、改善されたい。

#### (2) 補助金等交付事務

##### ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金

要綱による補助金の交付決定は、行政救済制度総括部署によると行政処分には当たらない。そのため、行政不服審査の教示が不要だが、不交付決定通知書に教示文が記載されている。当該部署に確認を行い、

適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、指定管理者の協力を得ながら、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 検討事項

(1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ協会補助金

当該補助金は、第7条で「概算払」となっており、第14条で、返還について規定している。交付要綱第13条の実績報告の期限が「6月30日まで」となっているが、翌年度の6月30日と解釈した場合、第14条第5号の返還ができない出納閉鎖期間終了後の報告期限となっている。

財政担当部署に確認を行い、要綱改正を検討されたい。

3 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書(市体育館第三競技場スチールドア取替等修繕工事)  
見積徴収通知書で、見積の無効に関する事項の記載がない。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金

令和3年4月1日施行の行政課「押印を求める手続の見直しのため  
の関係要綱の整備に関する要綱」で、当該補助金要綱中の㊦を削った  
が、その改正履歴が附則に反映されていない。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 高齢者福祉課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 補助金等交付事務

##### ア 民間社会福祉法人補助金

要綱の補助対象事業に定義されている引用法令に、該当する条項がない状態となっている。また、現在交付している補助金について算定の根拠が明確になっていない。

##### イ 成年後見人制度利用支援

前回の定期監査の際の措置通知で、要綱の修正に向けて事務を行うとしているが、要綱が修正されていない。

上記の2点については、前回の定期監査の際に、改善事項として指摘したところであり、早急に関係各課と調整を行い、改善を求めるものである。

## 2 注意事項

### (1) 契約事務

- ア 介護保険システム令和3年度制度改正対応業務  
予定価格書の不要な欄が削除されていない。
- イ 介護保険システム保守業務  
施行伺いで、随意契約であるのに、入札保証金の記載がある。
- ウ 認知症家族支援プログラム  
見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。
- エ 第一層生活支援コーディネーター配置  
見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。
- オ 第二層生活支援コーディネーター配置  
見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。

### (2) 補助金交付事務

- ア シルバー人材センター補助金  
補助金決定通知書で、定義されていない甲・乙の表現の記載がある。

### (3) 財産管理事務

- ア 設置場所が異なり、かつシール等で管理されていないもの  
000008 ヘルストロン  
001307 スッカトボール  
100059 液晶テレビ シャープ LC-40DS6
- イ 設置場所が異なるもの。  
000879 応接セットハウトク千曲川  
000929 RK-88 電動ロクロ  
001261 窯炉 陶磁器用ガス炉  
001304 ビリヤード  
007869 RK-2C 電動ロクロ  
009124 RK-2C 電動ロクロ  
009534 RK-2C 電動ロクロ
- ウ 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

006794 富士マッサージ機

008049 富士マッサージ機

エ 備品登録されていないが、備品が設置されているもの。

大型テレビ 50型 パナソニック TH-50A305

マッサージ機 2台 スライブ DCH-9000

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 下水道課・浄化センター管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 工事請負契約書（山口町地内マンホール蓋修繕外工事）  
契約約款で、独占禁止法の条項が誤っている。

イ 工事請負契約書（水野浄化センター C V C F 及び直流電源装置更新工事）

施行何いで、入札保証金欄に記載がない。

ウ 請書（建設資材特別調査業務委託・下水道台帳公開システム運用業務管理）

見積徴収通知書に「無効に関する事項」及び「注意事項」の記載

がない。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

備品シール等による管理がされていないもの

04665 ノート型パソコン NEC ビジネスノート VKT23

以上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 市長直轄組織 まちづくり協働課
- 第2 監査期間 令和3年12月1日から令和4年1月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第4 監査の実施内容

令和3年度（補助金等交付事務については、令和2年度を含む。）において執行された令和3年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 経理事務

##### ア 支出負担行為決議書

決裁権者の印がないもの。（3件）

#### (2) 契約事務

##### ア 瀬戸市西陵地域交流センター網戸修繕工事

(7) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄に記載がある。

(8) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。



- イ 瀬戸市水野地域交流センター網戸修繕工事
- (7) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄に記載がある。
  - (4) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
- ウ 瀬戸市品野台地域交流センター網戸修繕工事
- (7) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄に記載がある。
  - (4) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
- エ パルティセと給湯室電気温水器更新工事
- (7) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄に記載がある。
- オ 八幡公民館污水排水及び衛生器具修繕工事
- (7) 見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。
  - (4) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
  - (9) 支出負担行為に、請書案が添付されていない。
- カ 幡山公民館床張替え修繕工事
- (7) 見積徴収依頼の決裁で、見積徴収通知書案が添付されていない。
  - (4) 支出負担行為に、請書案が添付されていない。
- キ 深川公民館自動ドア取替え修繕工事
- (7) 見積徴収依頼の決裁で、見積徴収通知書案が添付されていない。
  - (4) 支出負担行為に、請書案が添付されていない。
- ク 下品野・新郷・水野・品野台・西陵地域交流センター生涯学習事業委託
- (7) 施行伺い及び見積徴収伺いといった決裁がとられていない。
- ケ 第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン(仮称)策定業務
- (7) 施行伺いで、予算額の欄の金額が訂正されている。
- コ 令和3年度瀬戸市男女共同参画推進事業業務委託
- (7) 見積徴収通知書で、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する事項の記載がない。
  - (4) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。
- サ 地区公民館自動扉保守点検業務委託
- (7) 施行伺い及び見積徴収伺いといった決裁がとられていない。
- シ 地区公民館し尿浄化槽維持管理業務委託
- (7) 施行伺い及び見積徴収伺いといった決裁がとられていないもの。(2件)
- ス 地区公民館事業運営委託
- (7) 施行伺いの決裁がとられていない。

セ 地区公民館事務協力員配置委託料（前期）（後期）

- (ア) 施行伺いの決裁がとられていない。
- (イ) 委託料の金額の根拠が明確にされていない。

ソ 陶原公民館樹木剪定業務委託

- (ア) 施行伺いと同時に契約締結の決裁となっており、見積徴収依頼及び支出負担行為に、請書案が添付されていない。

タ 地区公民館床清掃業務委託

- (ア) 施行伺いで、随意契約であるのに入札保証金欄に記載がある。
- (イ) 見積徴収通知書に、注意事項の記載がない。
- (ウ) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

100647～100654 キャビネット8台

100604 ベッド

100989 カーテン

100273 その他雑器具

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 産業政策課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

##### ア 穴田企業団地住宅下水処理施設管理業務委託協定書

協定書第 2 条において、契約を自動更新する条項が入っているが、地方自治法第 2 3 2 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっているため改善されたい。

## (2) 財産管理事務

### ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されていたり、品名・規格等の登録が不明であったりする状況が見受けられた。また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している、二重登録になっている等の状況が見受けられた。

指定管理者が購入する備品を含め、市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 補助金等交付事務

#### ア 企業立地促進奨励金

令和3年4月1日施行の行政課「押印を求める手続の見直しのための関係要綱の整備に関する要綱」で、当該事務に係る諸書類の様式に関する要綱中の㊦を削ったが、その改正履歴が附則に反映されていない。

### (2) 財産管理事務

瀬戸市会計規則第25条に定められている検収者が任命されていない。

### (3) 庶務関係

#### ア 会計年度任用職員関係

(ア) 勤務実績報告書で、1日有給休暇取得日が、交通費支給日数に計上されており、交通費が支給されているもの。

(イ) 休暇簿（有給台帳）と勤務実績報告書で、休暇取得時間が相違しているもの。

(ウ) 有給休暇日数を繰り越す場合、時間単位で行うこととなっているが、分単位で繰り越しているもの。

以上

# 監 査 報 告 書

第 1 監査対象 西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園  
所管課 健康福祉部保育課

第 2 監査期間 令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 2 5 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 財産管理事務
- 3 庶務関係
- 4 防災・防犯対策
- 5 施設（遊具）安全点検

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

ア 3 歳から 5 歳児までの給食費について、督促状及び催告状（納付書も含む）の種目名表示

令和元年度の改善事項に、令和元年 1 0 月からの保育無償化に伴い、3 歳から 5 歳児については、「保育料（副食費を保育料の一部として徴収）」の徴収（＝公債権）から「給食費（主食費+副食費）」の徴収（＝私債権）となったが、督促状及び催告状（納付書も含む）の様式において、種目が「保育料」と記載されていること、また、督促状には私債権は対象とならない、行政不服審査法に基づく「不服がある場

合には審査請求をすることができる」旨の教示文が記載されていることについて、指摘があった。

指摘以降、システムの費用の見積依頼や、手作業で作成するリスク等の検討はされているものの、以前と変更のない様式で現在も送付している状況であるため、予算の確保を含め、行政課、財政課及び情報政策課等に確認を行い、今後も引き続き正しく表示するように修正し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 財産管理事務

#### ア 備品管理

備品シール等で管理されていないもの（水北保育園）

100492 下駄箱・靴入れ・スリッパ入れ メイト 3段9列

### (2) 庶務関係

#### ア 会計年度任用職員

休暇簿で園長印の押印のないもの。（品野西保育園）

### (3) 防災・防犯対策

#### ア 消防計画等

(ア) 地震防災応急計画で、「警戒宣言」「判定会」といった用語が出てくるが、判断基準として不明確である。（西・南・水北保育園）

(イ) 地震防災応急計画で、「南海トラフ地震注意情報が招集された」「南海トラフ地震注意情報推進課が招集された」と記載されているが、表現が不明確である。（品野西保育園）

### (4) 施設（遊具）安全点検

ア 遊具点検にて、平成30年以降フェンスの修繕の必要性が指摘されているが、対応がされていない。（南保育園）

イ 遊具点検にて、平成30年以降木製小屋・フェンスの修繕の必要性が指摘されているが、対応がされていない。（水北保育園）

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 行政管理部 財政課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 2 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 財産管理事務
  - 4 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市公有財産台帳データ更新業務委託）

(ア) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

(イ) 見積徴収通知書に地方自治法や契約規則順守等の記載がない。

イ 業務委託契約書（瀬戸市地方公会計システム保守業務委託）

(ア) 見積徴収執行伺いで、公印を施行した記録がない。

(イ) 見積徴収通知書に地方自治法や契約規則順守等の記載がない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市地方公会計財務書類作成支援業務委託）

(ア) 施行伺いで、決裁権者の印がない。

(イ) 見積徴収執行伺いで、公印を施行した記録がない。

(ウ) 見積徴収通知書に地方自治法や契約規則順守等の記載がない。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

設置場所が異なるもの。

105059 背張ひじ掛回転椅子 KF-436GB-T1T1

105078 背張ひじ掛回転椅子 KF-436GB-T1T1

105076 両袖机 CZR-147BAC-9 W9

(3) 庶務関係

ア 出納員等関係

出納員でない財政課長から現金取扱員の任命がなされている。

以上



# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 国保年金課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 2 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査方法

令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

支出科目の誤りがあるもの。(3 件)

#### (2) 契約事務

ア 業務委託契約書(保険料決定通知書ブッキング及び封入封かん業務)  
支出負担行為決議書の起票日が、業務委託の完了日になっている。

イ 業務委託契約書(令和 3 年度瀬戸市国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導(動機づけ支援)委託業務)

(ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。

(イ) 予定価格の決裁において、1,000 万円を超えるものだが行政管理部

長に合議をしていない。

- (ウ) 契約保証金免除について、契約書の表紙と約款第7条で根拠規定の号数が異なる。
- (エ) 契約書第26条で、単価契約のため、「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とすべきところ、「契約金額」としている。
- ウ 業務委託契約書（令和2～3年度・令和3～4年度瀬戸市国民健康保険特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導業務委託）
  - (ア) 選定審査会設置要領に定められた選定基準と、選定評価表の項目が合致していない。
  - (イ) プロポーザル審査への参加依頼が公印省略となっている。
  - (ウ) 単価契約案件でないが、契約書約款第19条で「契約単価に実施予定件数を乗じて得た金額」と記載がある。
  - (エ) 検査結果調書（完了）で、今回支払い額と前回支払額が誤っている。（令和2～3年度）
- エ 業務委託契約書（令和3年度瀬戸市国民健康保険生活習慣病予防健康診査（短期人間ドック）委託業務その1）
  - (ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。
  - (イ) 契約保証金免除について、契約書の表紙と約款第6条で根拠規定の号数が異なる。
- オ 業務委託契約書（令和3年度瀬戸市国民健康保険生活習慣病予防健康診査（短期人間ドック）委託業務その2）

契約保証金免除について、契約書の表紙と約款第6条で根拠規定の号数が異なる。
- カ 業務委託契約書（子ども医療費助成対象年齢変更業務）

見積徴収通知書で、随意契約であるが保証金欄に免除の記載がある。
- キ 業務委託契約書（令和3年度瀬戸市後期高齢者医療健康診査委託業務）
  - (ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。
  - (イ) 予定価格の決裁において、支出見込額が1,000万円を超えるものだが行政管理部長に合議をしていない。
  - (ウ) 契約保証金免除について、契約書の表紙と約款第7条で根拠規定の号数が異なる。
  - (エ) 契約書第26条で、単価契約のため、「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とすべきところ、「契約金額」としている。

今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう対応されたい。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

設置場所が異なっているもの

105056 超高速2ドライブ NAS 2TB HDL2-AA2W

102399 両袖機付キー CZR-147BAB-W9W9

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 クリーンセンター
- 第 2 監査期間 令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 財産管理事務
  - 4 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

- ア 工事請負契約書（破砕機整備工事・受入室自動扉吊具修繕工事）  
契約書で、契約保証金の取扱いが明確にされていない。
- イ 工事請負契約書（汚泥処理業務委託）  
見積徴収通知書に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。
- ウ 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）
- (7) 施行伺いで、設計金額の算出根拠がない。
  - (4) 契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。
- エ 業務委託契約書（低濃度脱臭用活性炭取替業務委託）  
施行伺いで、有効期限が切れた見積書が添付されている。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

有給休暇日数を繰り越す場合、時間単位で行うこととなっているが、分単位で繰り越しているもの。

イ 薬品台帳関係

在庫量と薬品台帳の量が異なっているもの。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 健康課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（がん検診・肝炎ウイルス検診入力業務）

施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

イ 業務委託契約書（歯科節目健康診査事業）

「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。

以上については、平成 3 0 年度の定期監査の際に、注意事項として指

摘したところである。前例踏襲により不適切な手続きのままになっていないか、常に意識して適切な事務を行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書  
決裁権者の押印がないもの。(2件)

### (2) 契約事務

ア 請書(各階便所系統排風機修繕)  
施行伺い及び見積徴収執行伺いといった決裁がとられていない。

イ 業務委託契約書(令和3年度がん検診クーポン券作成電算事務)

- (ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。
- (イ) 見積徴収通知書に地方自治法や契約規則順守等の記載がない。
- (ウ) 契約書第7条に誤記がある。

ウ 業務委託契約書(がん検診・肝炎ウイルス検診入力業務)

- (ア) 見積徴収通知書に地方自治法や契約規則順守等の記載がない。
- (イ) 契約書第18条及び第19条で、単価契約のため、「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とすべきところ、「契約金額」としている。
- (ウ) 契約書で契約保証金に関する事項の記載がない。

エ 業務委託契約書(歯科節目健康診査事業)

- (ア) 見積徴収通知書で、見積に関する注意事項に記載されている業務名の年度が誤っている。また、地方自治法や契約規則順守等の記載がない。
- (イ) 単価契約の案件だが、見積書及び予定価格書で、単価の記載ではない。
- (ウ) 事業明細書及び契約書で、自己負担金を徴収しない際の処理の記載がない。
- (エ) 契約書第16条及び第17条で、単価契約のため、「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とすべきところ、「契約金額」としている。

### (3) 指定管理事務

ア 備品関係  
指定管理料で購入された備品を把握していない。

### (4) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市健康都市推進市民会議補助金  
交付決定の決裁で、決裁権者の押印がない。(令和3年度)

イ 骨髄提供者等助成金

助成対象の申請日数が二重計上されているもの。

(5) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(7) 勤務実績報告書で、勤務日の記載を誤っているもの。

(4) 休暇簿の有給休暇取得と、勤務実績報告書の内容が異なっているもの。(3件)

以上



# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査の実施内容

令和 3 年度（補助金等交付事務については、令和 2 年度を含む。）において執行された令和 3 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 工事請負契約書（コミュニティバス等車両制菌処理工事）

見積徴収通知書で、公印が省略されている。

イ 業務委託契約書（空き家情報バンク WEB サイト運用業務）

(7) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

(i) 見積徴収執行伺いで、公印を施行した記録がない。

(ii) 契約約款で、独占禁止法第 7 条の 3 のところ、第 7 条の 2 第 7 項になっている。

ウ 業務委託契約書（「令和3年度瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託）

(7) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

(4) 契約約款で、独占禁止法第7条の3のところ、第7条の2第7項になっている。

(7) 契約約款第48条及び第50条の「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とするところ「業務委託料」になっている。

エ 業務委託契約書（令和3年度瀬戸市立地適正化計画策定業務委託）  
施行伺いが、入札参加指名審査委員会の審査前に決裁されている。

オ 業務委託契約書（令和3年度菱野団地再生計画まちづくり協働支援業務委託）

施行伺いが、委託審査委員会の審査前に決裁されている。

カ 業務委託契約書（令和3年度瀬戸市都市計画支援システム運用業務委託）

(7) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

(4) 予算議決前に見積徴収依頼書を発送しているが、備考欄に「令和3年瀬戸市議会3月定例会において当該予算の議決がされなかった場合には、事業を行いません。」の記載がない。

(2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なるもの。

101171 刈り取り機

101172 刈り取り機

101173 刈り取り機

101174 刈り取り機

101175 刈り取り機

101176 チェンソー

101177 発電機

106306 NAS

以上

# 監 査 報 告 書

## 第 1 監査対象

財政援助団体 大学コンソーシアムせと  
所 管 課 市長直轄組織 まちづくり協働課

第 2 監査期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 2 2 日まで

第 3 監査項目 負担金等に係る出納その他の事務

## 第 4 監査の実施内容

令和 2 年度及び令和 3 年度において執行された令和 3 年 7 月末日までの負担金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

負担金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 大学コンソーシアムせと

ア 団体から各団体等への助成金支出に関する事務  
助成事業実績報告書の提出日付が誤っているもの。

イ 会計事務  
備品購入がされているが、流用の形跡がない。

以上

# 監 査 報 告 書

## 第 1 監査対象

財政援助団体 一般財団法人瀬戸市開発公社  
所管課 地域振興部産業政策課

第 2 監査期間 令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 2 月 2 4 日まで

第 3 監査項目 補助金等に係る出納その他の事務

## 第 4 監査の実施内容

令和 2 年度及び令和 3 年度において執行された令和 3 年 1 1 月末日までの補助金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正におこなわれているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 一般財団法人瀬戸市開発公社

ア 開発公社処務規程の、管理事務所及び管理事務所の所掌事務について、現在の体制に改正されていない。

イ 定款 5 0 条第 3 項には、「事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。」となっているが、理事会の承認を得た形跡がない。

ウ 旅費規程が存在しない。

エ 会計処理規程第 5 4 条には、経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、合計残高試算表、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、理事長に提出しなければならないとしているが、提出されていない。

また、同規程の第 4 条及び第 5 8 条のように公益財団法人には必要だが、一般財団法人には妥当とはいえない条項が散見されるため、整

理されたい。

オ 定款第9条第1項及び3項には、決算の際には、貸借対照表を公告しなければならないとしているが、令和2年度の決算の際には決裁がとられていない。

以上

# 令和3年度 工事監査報告書

## 第1 監査対象

幡山中学校大規模改修（建築）工事

## 第2 監査期間

令和3年10月1日から令和3年11月24日まで

## 第3 監査の実施内容

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工所用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点の主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

## 第4 工事の概要

### 1 場所

瀬戸市幡中町106番地

### 2 目的

校舎の老朽化のため、外装及び内装等について改修するもの。

### 3 工事内容

敷地面積：34,171.00 m<sup>2</sup>

建築面積：3,981.64 m<sup>2</sup>

延床面積：9,126.69 m<sup>2</sup>

- (1) 管理・普通教室棟：鉄筋コンクリート造 5階建  
屋上防水改修、外壁改修、内装改修、塗装改修
- (2) 普通特別教室棟：鉄筋コンクリート造 2階建  
屋上防水改修、外壁改修、内装改修、塗装改修
- (3) 特別教室棟：鉄筋コンクリート造 4階建  
屋上防水改修、外壁改修、内装改修、塗装改修
- (4) 特別教室棟：鉄骨造 平屋建  
屋上防水改修、外壁改修、内装改修、塗装改修
- (5) 柔剣道場・特別教室棟：鉄筋コンクリート造 3階建  
南側屋外階段、渡り廊下（屋上防水、外壁、塗装改修）  
北側屋外階段（塗装改修）
- (6) 更衣室棟：鉄筋コンクリート造 平屋建  
建築工事なし

- (7) 屋内運動場棟：鉄筋コンクリート造 平屋建  
建具改修
- (8) 屋外便所棟：鉄筋コンクリート造 平屋建  
外壁改修、内装改修、塗装改修
- 4 請負業者
  - (1) 工事請負業者  
株式会社宇佐美組 名古屋支店
  - (2) 設計委託会社  
中日設計株式会社  
※監理委託会社はなし
- 5 契約金額  
当初 296,780,000 円(税込) 変更 302,179,900 円(税込)
- 6 工事期間  
令和2年7月1日から令和4年1月13日まで
- 7 進捗状況 令和3年10月末日現在  
計画出来高 72.0% 実施出来高 88.0% 【変更計画より16.0%早い】

## 第5 監査の結果

本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。

ただし、次の指摘のとおり、一部不適切な部分が見受けられたので、適切な処理をされたい。

- 1 建設業退職金共済制度への加入がされており、過去の公共工事の際に発生した証紙の残数のみ使用可としているが、証紙写真の添付ではそれに該当するものか判然としない。
- 2 設計図書の特記仕様書が、最新版で提出されていない。
- 3 工程管理において、工程表が小数点以下のないパーセント表示となっており、施工各部分構成率の積み上げとなっておらず、出来高数量の根拠が不明瞭である。
- 4 監督職員は、愛知県「建設工事の事務の手引き」より、「施工プロセスチェックリスト」を記入されたい。
- 5 工事受注者には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当する場合、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成しなければならないが、提出されていない。

以上